

ご注意ください！架空請求

～突然、「訴訟最終通知書」というハガキが届いた～

佐賀県内で、不審なハガキが自宅に届いたという相談が寄せられています。

相談事例

民事訴訟を管理する団体を名乗るところから「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたハガキがきた。

このままだと給与差し押さえや強制執行を行うと書いてある。

全く身に覚えがないが、強制執行となるのだろうか。また、問合せ先に連絡したほうがよいだろうか。



このようなハガキが送られています

〇〇料金未納訴訟最終通知書

未納されている〇〇料金について、契約会社から民事訴訟として訴状の提出がありました。このまま連絡が無い場合は、給与及び不動産の差し押さえを行います。民事訴訟及び裁判取り下げのご相談は、当局にて承っておりますのでご連絡ください。以上をもちまして最終通告とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日〇月〇日

〇〇管理センター

消費者相談窓口 XX-XXXX-XXXX

受付時間9時～20時

イラストは消費者庁イラスト集より

消費者へのアドバイス

- **身に覚えのない請求の場合は、支払う必要はありません。請求には応じないようにしましょう。**

一旦、支払ってしまうと取戻すことは困難です。また、支払ったことにより、さらに新たな請求を受けるケースも少なくないようです。不審に思った場合は、問合せしないようにしましょう。

- **悪質な業者には一切連絡しないようにしましょう。**

こちらから連絡をすることにより、電話番号等の個人情報を知られてしまうおそれがあります。

支払う前に、消費生活センターにご相談ください。

佐賀県消費生活センター

TEL 0952(24)0999

FAX 0952(24)9567

メール：shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

土日祝日（年末年始を除く）も受付可
相談無料です

消費者ホットライン

TEL 局番なし188(いやや!)

お近くの相談窓口につながります